

鳥取県立夢みなとタワーネーミングライツ（命名権）・スポンサー企業募集要項

1 募集の目的

県が管理する公の施設の有効活用によって、施設の知名度向上や運営財源の確保を図るため、鳥取県広告事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づきネーミングライツスポンサー企業を募集します。

2 募集主体

鳥取県

3 募集期間

平成31年2月28日（木）～3月25日（月）

4 対象施設

(1) 名称 鳥取県立夢みなとタワー

(2) 所在地 境港市竹内団地255-3

(3) 概要

- ・施設内容：展望タワー、展示室（環日本海研究室等）、貸スペース（多目的ホール、会議室等）、物産観光センター等
- ・利用者数：年間約12万人
- ・指定管理者：（一財）鳥取県観光事業団
- ・区分所有者（指定管理対象外）：（株）さかいみなと貿易センター

5 募集概要

(1) 対象企業

実施要綱第5条第1項第1号に規定する業種及び事業者該当しない企業

(2) 命名対象

4に掲げる対象施設の愛称

（施設全体の愛称が命名の対象であり、施設内の個別施設などへの命名はできません。）

(3) 募集金額

愛称を命名する対価は次のとおりとします。

①金額 年額500万円以上（消費税別）

※「年額」とは、各年度の4月1日から3月31日までを表す。なお、契約期間の初年度にあっては、契約期間開始日が4月の初日でない場合であっても、契約期間開始日から当該年度の3月31日までの期間の金額を表す。

②対価の支払 各年度の4月20日までに、県が発行する納入通知書により納入すること。ただし、契約期間開始初年度は契約開始月の翌月の20日までに納入すること。

(4) 契約期間

契約期間開始日から平成34年（2022年）3月31日まで（契約更新時は優先交渉権を付与します。）

(5) 愛称の命名条件

- ・愛称に「夢みなと」を必ず入れること。
- ・公共施設としてふさわしい愛称であること。（実施要綱第5条第1項第2号に規定する広告等を除く。）
- ・契約期間中における愛称の変更はできません。

(6) 名称変更可能箇所

施設内の看板・施設名表示（県と別途協議の上決定します。）

施設パンフレット

県及び指定管理者のホームページ

道路標識（道路管理者と協議の上、必要に応じて変更します。）

(7) スポンサー企業の特典

鳥取県立夢みなとタワー内施設の無償使用（年1回1日に限定）

※使用日程は他の催しとの調整が必要になります。

※使用の際に生じる電気代、光熱水費、機器使用料は、施設の管理規程に基づきスポンサー企業で実費負担していただきます。

(8) 費用負担

名称変更に伴う経費（新愛称に係るロゴ及びマークのデザインの作成、施設看板等の作成、設置、補修、撤去、撤去看板等の処分、撤去後の鳥取県立夢みなとタワー施設の原状回復に要する経費）は、別途スポンサー企業の負担とします。

(9) 名称使用開始時期

平成31年4月以降

※スポンサー企業との協議により時期を決定します。

(10) 申込方法

別紙「ネーミングライツ取得申込書」に必要事項を記入して、以下の申込先に提出してください。

【申込先】

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1-220 鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

電話 0857-26-7612 ファクシミリ 0857-26-7616

(11) 選定方法

5（3）の募集金額以上の金額のうち、金額の最も大きい企業に優先交渉権を付与します。（優先交渉権者が辞退した場合には、順次、金額の高い順に優先交渉権を付与します。）なお、応募金額が同額の企業が2社以上いる場合は、県職員によるくじにより順位を決定します。

(12) 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書で報告します。

(13) 選定結果等の公開

応募内容及び選定結果等については、鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日条例第2号）に基づき、開示対象となります。

6 その他

実施要綱及び本要領に定めのない事項についてお問い合わせがあった場合は、鳥取県公式ホームページ等で回答します。

7 問い合わせ先

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課 富山

電話0857-26-7612 ファクシミリ0857-26-7616

E-mail shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp